

国保新聞

発行所
国民健康保険中央会
郵便番号100-0014
東京都千代田区永田町1丁目
11番35号全国町村会館内
URL: // www.kokuho.or.jp
☎03(3581)6821(代)

国保のことは
2017年3月改訂版



発行:公益社団法人
国民健康保険中央会
お申し込み:
(株)社会保険出版社
TEL.03(3291)9841

15年度までの移行めざす

保険料水準統一で新目標

厚生労働省

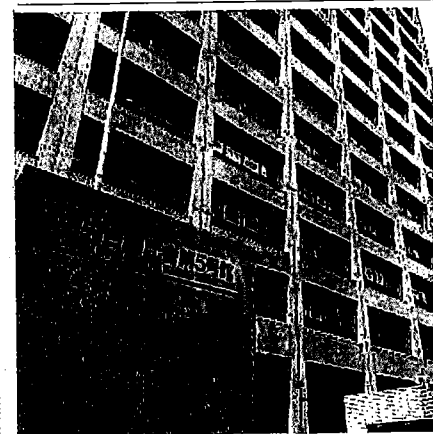
厚生労働省は6月26日、各都道府県での国保保険料水準の統一に向け、新たな目標と財政支援策をまとめた。都道府県に事務連絡した。昨年10月に策定した保険料水準統一加速化プランを改定し、同じ所得・世帯構成であれば同じ保険料となる「完全統一」への移行について、「15年度までに移行することを目指しつつ、遅くとも17年度(18年度保険料算定)までの移行を目標とする」と明記した。完全統一を達成した都道府県には、被保険者1人あたり1000円分の特別調整交付金を3年間交付するほか、保険者努力支援制度での配点を大幅に拡充する。

3年間財政支援

統一で被保険者数×1千円

政府が6月21日に閣議したことを踏まえ、目標を決定した骨太の方針2.0「定めて統一に向けた取り組み」2.4で、「保険料水準の組みをさらに推進させる統一を徹底する」とされ、ことになった。

厚労省は「被保険者数の減少や小規模保険者の増加等が進む中、将来にわたり国保財政を安定的に運営していくためには、完全統一の早期実現をめざして保険料水準の統一を加速化する必要がある」と、早期統一の必要性を強調している。



改定加速化プランでは保険料の完全統一は、「15年度までに移行することを目指す」と明記した

道府県単位化に伴う保険料の激変緩和期間(都道府県単位化に伴う保険料の急上昇を防ぐための期間)と位置づけた。昨年10月の加速化プラン(第2版)では、12・17年度の次期運営方針策定期間(第2版)で

<保険料水準統一加速化に向けた支援パッケージの概要>

- 完全統一の目標年限を、遅くとも17年度とする
- ・次期国保運営方針期間(12~17年度)の中間年(15年度)までの移行をめざしつつ、17年度(18年度保険料算定)までを目標とする
- 保険料水準の完全統一を達成した保険者(都道府県)に対して、特別調整交付金による財政支援を複数年にわたり実施
- ・対象期間は、完全統一を達成した年度~翌々年度まで(3年間)
- ・達成状況の確認は、管内全市町村の条例等において都道府県が定めた統一保険料額が定められていること
- ・交付額は都道府県管内の保険者における年間平均被保険者数(人)×1千円

ンでは、6・11年度の2期国保運営方針策定期間は、「完全統一」することを見据え、まずは、6・11年度(12年度保険料算定)に、「納付金ベースの統一」をめざすとした。そして今回改定した加速化プラン(第2版)では、12・17年度の次期運営方針策定期間(第2版)で、6・11年度の2期国保運営方針策定期間を「納付金ベースの統一」から完全統一に向けた移行期間と位置づけ、完全統一をめざすとして、遅くとも17年度(18年度保険料算定)までの移行を目標とする」と明記した。現在、完全統一を達成する

保険料水準統一加速化プラン(第2版)

